

第3部
復興計画

第1章 基本方針

第1節 復興の基本的考え方

(区)

阪神・淡路大震災、東日本大震災及び能登半島地震の経験からも明らかとなったように、区に大規模な震災被害が発生した場合、速やかに復興に関する方針を策定し、復興事業を推進する必要がある。

復興に際しては、区民生活の安定と回復を図るため、災害に強い活力のあるまちづくりに努めることが重要であり、そのためには、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、区民・事業者・区が協働して、震災復興事業を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

第2節 江東区震災復興マニュアル

(区)

阪神・淡路大震災の経験から、震災後の復興の進め方のうち、準備可能な部分については、あらかじめ適切な対応を検討する必要があることが明らかになった。このため、本区でも「江東区震災復興マニュアル」を平成25年3月に作成し、復興に向け取り組むべき業務や行動手順などを定めた。

その後、東京都は、東日本大震災後の制度改正等を踏まえて、行政担当者向けの東京都震災復興マニュアル【復興施策編】を平成28年3月に修正した。さらに、令和3年3月にも、熊本地震（平成28年4月）以降の災害対応から得た教訓や新たな知見を参考に、東京都震災復興マニュアル【復興施策編】の修正を行った。今後、本区もこれらのマニュアルの修正に基づき、「江東区震災復興マニュアル」の見直しを行う。

なお、現行の江東区震災復興マニュアルは、「復興体制の構築」、「都市の復興」、「住宅の復興」、「くらしの復興」、「産業の復興」の5章で構成され、その手順等の詳細が記載されている。

第3節 江東区震災復興事業の推進に関する条例

(区政策経営部・総務部・都市整備部・土木部)

区は、被災した市街地を速やかに復興するため、平成25年3月に「江東区震災復興事業の推進に関する条例」を制定した。

条例では、復興本部の設置や、被害状況による復興対象地区の指定、復興対象地区内での建築行為の届出等を規定している。

第2章 復興体制

第1節 震災復興本部の設置

(区政策経営部・総務部・都市整備部・土木部)

応急復旧対策が一段落した段階で、市街地及び都市施設等の震災被害からの復興、並びに区民生活の再建等を支援する復興事業を総合的かつ計画的に実施するため震災復興本部を設置する。

震災復興に向けた一連の活動は、被災後間もない応急対策から、連続的に緩やかに、長期的かつ計画的な都市復興活動へ移行していくものであり、災害応急・復旧対策を機動的に実施するため、災害対策本部と震災復興本部は、互いに連携しながらそれぞれの事務を執り行う。

第2節 震災復興本部の運営

(区政策経営部・総務部・都市整備部・土木部)

震災復興本部に、復興に係る区の政策決定機関として「復興本部会議」を設置する。復興本部会議での主な決定事項は、復興方針及び復興計画の策定等であり、復興事業に係る進行管理、調整等の結果は、この会議において報告・承認する。

第3節 復興本部会議の構成

(区政策経営部・総務部・都市整備部・土木部)

本部会議は、本部長（区長）、副本部長（副区長・教育長）、本部員（関係各部部長）で構成する。

第3章 震災復興計画の策定

第1節 震災復興方針の策定

(区各所管部)

復興を円滑に進めるためには、区民・事業者・区が復興後のまちのあるべき姿やその実現に至る基本戦略を共有することが必要である。そのために、本部長は、復興の目標となるレベル、復興の方向性を明確にする震災復興方針を復興本部会議の審議を経て策定する。

方針策定には、区政運営の総合的な指針である江東区基本構想に留意するとともに、都の震災復興方針と整合を図る必要がある。

第2節 震災復興計画の策定

(区各所管部)

本部長は、震災復興方針に基づき、震災復興本部会議での審議を経て、「震災復興計画」及び「特定分野復興計画」を策定する。

震災復興計画は、復興に係る本区の最上位計画として位置付けられるものであることから、作成過程において広く区民の声を聴き、その意見を反映する。

また特定分野計画は、都市復興や住宅復興等の特定分野について、震災復興計画との整合性に配慮する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第4章 生活復興

第1節 方針

(区各所管部)

被災者の「暮らし」を一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることを目的とする。また、心身や財産に回復しがたいダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合は、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようにする。

都と連携し、住宅、医療、福祉、保健、産業等に関する対策を総合的に推進する。

第2節 生活復興の推進

(区各所管部)

1. 住宅の復興

自力による復興を基本としつつ、住宅復興計画の策定や応急的な住宅の整備、自力再建の支援、公的住宅の供給により、できるだけ早期に被災者に対して住宅復興の道筋を明示するとともに、多様な住宅対策を講じる。

2. 暮らしの復興

区民が一日も早く従前の生活を取り戻し、その安定を図るために、医療、福祉、保健等に関する対策を講じる。また、区民や事業者に対して情報提供や相談等を実施することにより、自力復興のための環境整備を行う。

3. 産業の復興

産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、雇用・就業施策を総合的に展開する。自力再建までの一時的な事業スペースの確保や、再建のための金融支援、取引状況に関する支援など、都と連携した対策を講じる。

第5章 都市復興

第1節 方針

(区各所管部)

特に大きな被害を受けた区域のみの復興に留まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。

復興水準は、旧状の回復に留まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。

第2節 都市復興の進行

(区各所管部)

1. 都市復興方針の策定

震災後速やかに、都市復興の方向性を住民に示すため、都市復興方針を策定する。

都市復興方針は、都市復興の理念や目標等の基本的な考え方とともに、被災した都市基盤施設や市街地の復興及び被災者の生活再建のための住宅供給に関する大まかな方向性を提示する。

2. 第一次建築制限

都市計画又は土地区画整理事業のために必要がある場合に区域を指定して、区域内の建築物の建築を制限又は禁止する。

3. 復興対象地区の指定

被災市街地の復興を被害の程度及び都市基盤施設の整備状況などに応じて計画的に進めるため、復興対象地区を指定する。

復興対象地区の地区区分設定の判断基準は、必然性・合理性をもって行う必要があり、指定の根拠となる事項は、①被災前の地区の整備課題、②既往計画、③被害状況である。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

4. 都市復興基本計画の策定

復興都市づくりを円滑に始動し、行政・住民が共通の目標をもって進めていくためには、都市づくりの骨格部分の考え方を早期に示す必要があるため、都市復興方針の考え方をより具体化した都市復興基本計画（骨子案）を早期に策定する。その後、骨子案を修正、肉付けするとともに、骨子案策定後の復興まちづくりの進捗状況や復興の見通し等を反映した都市復興基本計画を策定する。

都市復興基本計画は、具体的な復興施策を体系的に取りまとめた都市復興のマスタープランである。

なお、都は広域的な観点から、都市復興基本計画（骨子案）の内容に該当する震災復興グランドデザインを策定している。本区においても、同グランドデザインの内容を踏まえ、検討を行う。

5. 時限的市街地

震災復興を円滑に進めるためには、従前のコミュニティや地域産業の維持に努めていくことが重要である。そのため、甚大な被害を受けた地域においては、本格的な都市復興に着手するまでの過渡的な期間に「時限的市街地」という復興ステップを踏むことにより円滑な復興を進めていく。

時限的市街地は、本格的な復興までの緊急的な生活の場として、応急的な住宅、店舗や事業所及び残存する利用可能な建築物からなる市街地である。

施設の配置計画は、住民同士がより容易に交流でき、町会、小学校区等の従前のコミュニティを壊さないよう、個々の時限的市街地の区域内で計画する。

6. 第二次建築制限

第一次建築制限期間内に復興都市計画の決定に至らず、さらに検討を要する区域について制限を行う。

被災市街地復興推進地域（被災市街地復興特別措置法第5条）に指定することにより、一定の土地の形質の変更又は建築物の新築、改築、又は増築をしようとする者は、区長の許可が必要になる。地域を指定できる期間は被災した日から2年以内である。

7. 復興まちづくり計画等

都市復興基本計画（骨子案）で示された都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興施策の具体化を図るものである。

復興まちづくり計画等は、地区の全体像を明らかにする復興まちづくり計画と、それを実現するための個々の事業についての復興都市計画、修復型事業計画からなり、復興地区区分に応じて策定を進める。

8. 復興事業

復興まちづくり計画・復興都市計画等に基づき、面整備事業や修復型の任意事業を行う地区では、事業推進のための事業計画を地区住民及び関係権利者との協議の上、策定する。

復興事業は、基本的には都及び区が事業者となるが、事業の内容により、公社、都市再生機構や組合等も事業者になり得るので、必要に応じて調整を図る。

事業の推進に当たっては、震災復興のための特例措置の活用を図るとともに、必要な財源の確保などについて、関係機関と調整を図る。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

